



老発0323第7号
平成24年3月23日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長

「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件」の公布について

「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第147号。以下「改正告示」という。）については、本日付で公布し、平成24年4月1日（一部については、本日）より適用することとしたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の概要

有料老人ホームの設置者及び認知症対応老人共同生活援助事業を行う者（以下「有料老人ホームの設置者等」という。）については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条の4及び第29条第6項の規定に基づき、前払金（老人福祉法施行規則（平成38年厚生労働省令第28号。以下「規則」という。）第1条の13に規定する前払金をいう。）及び一時金（規則第20条の5第8号に規定する一時金をいう。）（以下「前払金等」という。）の返還義務を負うこととなる場合に備えて必要な保全措置を講じなければならないこととされており、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年厚生労働省告示第266号。以下単に「告示」という。）

第1号口及び第2号口において、必要な保全措置の一つとして、適格格付機関による格付を付与された親会社と連帯保証契約を締結することが定められている。

今般、告示附則の規定により、これらの規定が平成24年3月31日限りで失効すること等に伴い、平成24年4月1日以降の取扱いを整備するため、以下の改正を行う。

一 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部改正

告示附則の規定により、平成24年3月31日限りで告示第1号口及び第2号口の規定が失効し、適格格付機関による格付を付与された親会社との連帯保証契約による保全措置を講じていた有料老人ホームの設置者等は、他の保全措置を講じる必要が生じることとなるが、改正告示の適用日において現に受領されている前払金等については、これらの規定の失効後においても、引き続き当該契約により保全されることが望ましいことから、当該前払金等の保全措置に関する限りにおいて、同各号の規定はなお効力を有することとする。

二 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部改正

適格格付機関制度の創設前（平成22年12月31日以前）に有料老人ホームの設置者等が締結した親会社との連帯保証契約による保全措置について、当該親会社に対して、適格格付機関により一定の格付が付与されている場合には、「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第432号）による改正後の告示第1号口及び第2号口の規定に基づく保全措置とみなし、これらの規定の失効後においては、一と同様の取扱いとする。

第2 適用期日

平成24年4月1日（第1の二については、公布日）

○厚生労働省告示第四百四十七号

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三及び第二十條の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成十八年厚生労働省告示第二百六十六号）及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第

四百三十二号）の一部を次のように改正し、第一（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号イの改正規定を除く。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同日において現にこの告示による改正前の同告示第一号ロ又は第二号ロの規定による契約を締結している認知症対応型共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者については、同日において現に受領している前払金（同令第一条の十三に規定する前払金をいう。）又は一時金（同令第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。）の保全措置に関する限りにおいて、同告示第一号ロ及び第二号ロの規定はなおその効力を有するものとし、この場合において、同告示第一号中「いずれかの措置」とあるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十七号）によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号ロに掲げる措置」と、同告示第二号中「いずれかの措置」とあるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置

者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十七号）によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第二号ロに掲げる措置」と読み替えるものとする。
平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を次のように改正する。

第一号イ中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四」を「老人福祉法施行規則第一条の十三」に改める。

第一号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

第二号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

附則を削る。

第二 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を次のように改正する。

制定文中「平成二十四年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による」を「この告示による改正後の同告示第一号ロ及び第二号ロの規定による契約とみなす」に改める。